

福岡県公報

平成21年 3 月 11 日
第 2 9 4 1 号

目 次

告 示 (第416号 - 第440号)

県営土地改良事業計画の変更決定	(農村整備課)	1
県営土地改良事業計画の変更決定	(農村整備課)	1
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)	2
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)	2
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)	2
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)	2
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)	3
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課)	3
道路の区域の変更	(道路維持課)	3
道路の供用の開始	(道路維持課)	4
飼料の試験結果の概要	(畜産課)	4
道路の区域の変更	(道路維持課)	5
土地改良区の成立	(農村整備課)	6
保安林予定森林の所在場所等	(森林保全課)	6
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	6
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	7
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	7
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(森林保全課)	7
県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	7
県営土地改良事業の換地処分	(農村整備課)	8

道路の供用の開始	(道路維持課)	8
土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	8
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	10
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	11

公 告

福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(子育て支援課)	15
統合ヘルプデスク運用管理業務の委託に係る提案の募集	(システム管理課)	15
一般競争入札の実施	(県民情報広報課)	16
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	18
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	20
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	22

告 示

福岡県告示第416号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成21年 3 月 11 日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦 覧 期 間	縦覧場所
県営水沼の里地区土地改良（農道整備）事業変更計画書の写し	平成21年 3 月 11 日から 平成21年 4 月 9 日まで	久留米市役所

福岡県告示第417号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次

のように縦覧に供する。

平成21年3月11日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営水沼の里地区土地改良（農業用排水施設整備）事業変更計画書の写し	平成21年3月11日から 平成21年4月9日まで	久留米市役所

福岡県告示第418号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月11日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和61年12月15日農林水産省告示第2004号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第419号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月11日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和62年9月5日福岡県告示第1353号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第420号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月11日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和61年7月21日農林水産省告示第1139号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び二丈町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第421号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施

業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月11日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年1月28日農林水産省告示第185号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第422号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月11日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年2月4日農林水産省告示第237号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第423号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月11日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年3月2日農林水産省告示第445号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第424号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月11日

福岡県知事 麻 生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

田川	県道	香春線	前	田川郡香春町大字香春1642番1先から 田川郡香春町大字香春1647番1先まで	7.2 ～ 8.0	70.0
			後	同上	9.2 ～ 10.2	

福岡県告示第425号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年3月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月11日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	荒木停車場線	久留米市荒木町1436番2先から 久留米市荒木町1435番2先まで

福岡県告示第426号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第4項の規定により、平成20年11月から12月までに収去した飼料の試験結果の概要を次のように公表する。

平成21年3月11日

福岡県知事 麻生 渡

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験結果の概要（ ）内は表示成分									違反の内容
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	T D N %	M E kcal / kg	その他の検査 %	
石橋工業株式会社 福岡工場 福岡市中央区那の津 5 - 9 - 3	同 左	ミックス1号 (肉用牛肥育用二種 混合飼料)	平成 20年 11月	9.4	表 3.1	示 0.01	な 0.24	し 2.3	1.6				
		飼料用大麦	平成 20年 5月	11.3	表 2.0	示 0.04	な 0.31	し 3.9	2.3			水分 11.1	
ジェイエイ北九州く みあい飼料株式会社 福岡工場	同 左	とうもろこし	平成 20年 11月	7.0	表 3.6	示 0.01	な 0.23	し 1.3	1.2			水分 14.8	

福岡市中央区那の津 5 - 2 - 14		くみあい配合飼料 パワーレイヤー17Y (成鶏飼育用配合飼料)	平成 20年 11月	(17.0) 17.5	(3.0) 4.3	(2.80) 3.88	(0.35) 0.44	(5.0) 3.0	(13.0) 12.2	(2,800) 2,803		
		くみあい配合飼料 SEW子豚ペレット (子豚育成用配合飼料)	平成 20年 11月	(14.0) 14.4	(2.5) 3.3	(0.50) 0.65	(0.40) 0.46	(5.5) 2.6	(8.0) 4.0	(76.0) 76.3		
財団法人福岡市水産 加工公社 福岡市東区東浜2 - 63 - 2	同 左	魚粉	平成 20年 11月	(55.0) 60.6	10.9	5.98	3.27		20.4		水分 8.2	
門司飼料株式会社 門司工場 北九州市門司区小森 江1 - 3 - 1	同 左	カーフマンナ (ほ乳期子牛及び乳 ・肉牛用配合飼料)	平成 20年 12月	(25.0) 25.1	(2.0) 2.4	(0.60) 1.02	(0.40) 0.61	(7.0) 4.0	(10.0) 6.3	(75.0) 75.4		
		協同飼料 ゴールデン大雛14S (大すう育成用配合 飼料)	平成 20年 12月	(14.0) 14.7	(2.0) 3.0	(0.45) 1.13	(0.40) 0.63	(6.0) 3.2	(9.0) 5.8	(2,750) 2,751		
		とうもろこし	平成 20年 12月	7.0	表 3.4	示 0.01	な 0.25	し 1.6	1.2			水分 15.2
伊藤忠飼料株式会社 門司工場 北九州市門司区田野 浦海岸15 - 86	同 左	イトーチュー ママ・セルダ(M) (種豚飼育用配合飼 料)	平成 20年 12月	(14.5) 15.5	(2.5) 3.3	(0.70) 0.84	(0.50) 0.71	(8.0) 4.0	(8.0) 5.6	(72.0) 72.2		
		とうもろこし	平成 20年 9月	7.5	表 5.2	示 0.01	な 0.25	し 1.8	1.2			水分 13.9

福岡県告示第427号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月11日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
那珂	県道	飯塚 塚 大野城線	前	大野城市乙金東2丁目1213 番2先から 大野城市乙金東3丁目1217 番25先まで	28.0 ～ 35.0	145.0
			後	同上	28.0 ～ 35.0	145.0

福岡県告示第428号

次の土地改良区が成立したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第3項の規定により公告する。

平成21年3月11日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	認可年月日
上穂波東土地改良区	平成21年3月2日

福岡県告示第429号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年3月11日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
田川郡添田町大字津野字南迫3282の1、字越ト越へ3287
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第430号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成21年3月11日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
行橋市西泉6丁目2902-1、2902-3、2967-1及び2972
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
行橋市大字西谷202番地1
京都開発有限会社
代表取締役 宮田 将英

福岡県告示第431号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年3月11日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年10月17日農林水産省告示第1893号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第432号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年3月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年10月15日農林水産省告示第1872号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び行橋市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第433号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年3月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年9月28日農林水産省告示第1761号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び大野城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第434号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成21年3月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年9月28日農林水産省告示第1753号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第435号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように

換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成21年3月11日

福岡県知事 麻生 渡

換地処分をした地域	換地処分年月日
田川郡添田町大字津野 (遊農津野地区後・東扇鶴換地区)	平成21年3月6日

福岡県告示第436号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成21年3月11日

福岡県知事 麻生 渡

換地処分をした地域	換地処分年月日
田川郡添田町大字津野 (遊農津野地区山口換地区)	平成21年3月6日

福岡県告示第437号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成21年3月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年3月11日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間

柳川	442号	三潨郡大木町大字福土878番2先から 三潨郡大木町大字大角443番4先まで
----	------	--

福岡県告示第438号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成21年3月11日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 起業者の名称
福岡市
- 2 事業の種類
市道大楠平和線改築工事（福岡県福岡市南区大楠三丁目地内）
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
福岡県福岡市南区大楠三丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
申請に係る事業は、福岡市南区大楠三丁目地内の県道後野福岡線との交差点を起点とし、西鉄天神大牟田線高架下付近の市道大楠3528号線との交差点を終点とする延長400mの区間（以下「本件区間」という。）に係る市道大楠平和線改築工事（以下「本件事業」という。）である。
本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に規定する市町村道に関する事業であり、土地収用法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。
したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

市道大楠平和線（以下「本路線」という。）は、道路法第8条の規定により福岡市長が市道に認定した道路であり、福岡市は、同法第16条の規定により本路線の道路管理者であることから、起業者である福岡市は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

本路線は、福岡市南区大楠三丁目地内の県道後野福岡線との交差点を起点とし、西鉄天神大牟田線、県道福岡筑紫野線等と交差して、同区平和一丁目地内の福岡都市計画道路3・5・92号平尾松原線との交差点を終点とする総延長1,470mの福岡市の中心部を南北に走る幹線道路である。また、県道後野福岡線及び同福岡筑紫野線を東西に結ぶとともに、終点部の福岡都市計画道路3・5・92号平尾松原線の沿線周辺には公共施設、商業施設等が立地する市街地や福岡市南区高宮、市崎等の住宅団地内を通過する路線であることから、周辺地域住民の通勤、通学等の日常生活に大きく貢献している。

本路線のうち、本件区間は、周辺に西鉄天神大牟田線の高宮駅、リハビリテーション科を有する大規模医療施設である日本赤十字病院並びに福岡市立大楠小学校及び同高宮中学校といった公共施設等が立地しているほか、ビル、店舗、住居等も密集していることから、地域住民の通勤、通学、買い物等の日常生活等に利用されており、歩行者及び自転車通行者（以下「歩行者等」という。）の交通量が多い状況にある。

しかしながら、本件区間には、幅員が約1.5m（北側）及び約3.5m（南側）の歩道しかなく、朝夕の通勤、通学の時間帯には、歩行者等が集中し、自動車交通量が多い車道の通行を余儀なくされているなど、歩行者等の安全性が脅かされ、交通事故発生危険性が非常に高くなっている。

また、本件区間は、福岡市立大楠小学校及び同高宮中学校の通学路として指定されているにもかかわらず、通学路として十分な歩道幅員が確保されていないこ

とから、通学児童及び生徒の登下校時における安全も十分に確保されていない状況にある。

さらに、福岡市南区における65歳以上の高齢者は38,204人で、人口構成比に占める割合は約16%となっており、福岡市全体と比べると約1%高い状況にあるが、本件区間の沿道及び周辺には、日本赤十字病院、店舗等の日常生活上利用する施設等が立地している。このため、通院、買い物等により本件区間を通行する高齢者や障害者にとっての近距離の移動手段としては、徒歩のほか、車いすやシニアカー（以下「車いす等」という。）の使用も見受けられるが、本件区間の狭い歩道内に設置された電柱、交通標識等が通行の支障となっていることで、車いす等と歩行者等のすれ違いが困難となっているうえ、車道との段差等があることで転倒の危険性もあるなど、安全かつ快適な通行が著しく阻害されている。

このような状況に対処するため、本件事業を計画したものであり、現道拡幅方式により自転車歩行者道の整備を行うことによって、現在の道路用地を最大限に利用し用地取得の面積を最小限にとどめることとしている。

本件事業が完成すれば、歩行者等の通行と自動車交通が分離されることにより、車いす等と歩行者等のすれ違いが可能な幅員を確保するとともに、バリアフリー化の図られた歩行者空間が確保されるなど、歩行者等の安全が確保されることとなる。また、本路線のうち、既に整備済みの福岡市南区高宮三丁目地内の市道大楠3528号線との交差点から県道福岡筑紫野線との交差点までの延長43mの区間と一体となって、県道後野福岡線と同福岡筑紫野線との交通アクセスの強化も図られることとなる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施を義務付けられた事業には該当しないが、起業者が任意で検討を行った結果、大気質及び騒音について、環境基準等を満たすものと予測している。また、起業者は工事の施行に当たっては、低騒音・低振動型機械を使用する等の対策により、地域住民の生活環境に配慮することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

起業者の文献調査等によると、本件事業により改変される区域には稀少な動物・植物は生息・生育しておらず、改変面積が僅かであることから、影響は少ないものと考えられ、施工中において確認された場合は、改変区域外の環境が類似している場所に移動させるなどの措置を講じることにより、保全できるものと考えられる。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）により周知された埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

その他、環境に与える特段の影響があるとは認められない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、歩行者等の安全の確保を主な目的として、現道の平面及び縦断線形を考慮しながら、道路構造令（昭和45年政令第320号）に基づく第4種第3級の規格による自転車歩行者道を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は昭和58年12月12日に都市計画変更決定された都市計画と整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、また、事業計画も合理的であることから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、歩行者等の安全かつ快適な通行が著しく阻害されていること、また、福岡市南区の高宮地区は、周辺に西鉄天神大牟田線の高宮駅、日本赤十字病院といった利用者数の多い公共施設等が多く立地していることから、福

岡市が平成14年3月に策定した「福岡市交通バリアフリー基本方針」において、バリアフリー化の必要性が特に高い重点整備地区に位置付けられ、本路線の一部区間を含む西鉄天神大牟田線の高宮駅東口から日本赤十字病院までの経路について、平成22年度完了を目標として整備が進められていること等から、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に基づき必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、福岡市から申請のあった市道大楠平和線改築工事（福岡県福岡市南区大楠三丁目地内）について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

福岡市南区役所（総務課）

6 収用又は使用の手続が保留されている起業地

福岡県福岡市南区大楠三丁目地内（市道大楠3193号線交差部から市道大楠3528号線交差部まで）

福岡県告示第439号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成21年3月11日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成21年3月2日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 トリアス久山イーストゾーン(1)

(2) 所在地 福岡県糟屋郡久山町大字山田1086番2 外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
株式会社チヨダ 代表取締役社長 舟橋 政男 東京都杉並区成田東4-39-8 芝萬ビル2F 株式会社ありがとうサービス 代表取締役 井本 雅之 愛媛県今治市八町西3-6-30 株式会社タカツ商事 代表取締役 高津 祐輔 福岡県福岡市博多区山王1-10-27 株式会社やまだい 代表取締役 山下 哲生 福岡県うきは市吉井町若宮28-5 株式会社ヤマノスポーツシステムズ 代表取締役社長 石井 克明 東京都渋谷区代々木1-21-12 ヤマノ26ビル2F 株式会社ライム 代表取締役 瓜生 勇 福岡県福岡市東区多の津1-14-1 FRCビル6F 株式会社アメリカンクラシック 代表取締役 上条 昌夫	株式会社チヨダ 代表取締役社長 舟橋 政男 東京都杉並区成田東4-39-8 芝萬ビル2F 株式会社ありがとうサービス 代表取締役 井本 雅之 愛媛県今治市八町西3-6-30 株式会社タカツ商事 代表取締役 高津 祐輔 福岡県福岡市博多区山王1-10-27 株式会社やまだい 代表取締役 山下 哲生 福岡県うきは市吉井町若宮28-5 株式会社ヤマノスポーツシステムズ 代表取締役社長 石塚 三郎 東京都渋谷区代々木1-21-12 ヤマノ26ビル2F 株式会社ライム 代表取締役 瓜生 勇 福岡県福岡市東区多の津1-14-1 FRCビル6F 株式会社アメリカンクラシック 代表取締役 上条 昌夫

東京都文京区湯島3-11-10
株式会社ヴィレッジバンガードコーポレーション
代表取締役 菊池 敬一
愛知県愛知郡長久手町大字長湫上鴨田12-1
株式会社キムラ
代表取締役 木村 信博
福岡県福岡市中央区天神2-9-114

有限会社エフティワールド
代表取締役 関 三千雄
熊本県熊本市武蔵ヶ丘8-1-20 M21ビル1F-101号
株式会社ダイセン
代表取締役 田中 純一郎
福岡県福岡市東区多の津1-11-5
株式会社ハイブリット販売
代表取締役 鍋田 陽二
福岡県宗像市大字東郷983
株式会社インターネットトウキョウ
代表取締役 平塚 正行
福岡県久留米市中央町33-6

ピーツ・アンド・アソシエイツ株式会社
代表取締役 田坂 豊継
福岡県糟屋郡志免町別府柏木680-2
TOHOシネマズ株式会社
代表取締役社長 村上 主税
東京都千代田区有楽町1-1-3 東京宝塚ビルB1F
レイクサイドホテル久山株式会社
代表取締役 安川 隆範
福岡県糟屋郡久山町久原1822

東京都文京区湯島3-11-10
株式会社ヴィレッジバンガードコーポレーション
代表取締役 菊池 敬一
愛知県愛知郡長久手町大字長湫上鴨田12-1
株式会社ライム
代表取締役 瓜生 勇
福岡県福岡市東区多の津1-14-1 FRCビル6F
株式会社メディエーター
代表取締役 黒木 隆
福岡県福岡市早良区西新5丁目1-31-3F
WEAR HOUSE株式会社
代表取締役 博多屋 匡
福岡県前原市北4丁目15番1-515号
株式会社ハイブリット販売
代表取締役 鍋田 陽二
福岡県宗像市大字東郷983
株式会社メディエーター
代表取締役 黒木 隆
福岡県福岡市早良区西新5丁目1-31-3F
ピーツ・アンド・アソシエイツ株式会社
代表取締役 田坂 豊継
福岡県糟屋郡志免町別府柏木680-2
TOHOシネマズ株式会社
代表取締役社長 村上 主税
東京都中央区銀座7丁目13番8号 第2丸高ビル7階
レイクサイドホテル久山株式会社
代表取締役 安川 隆範
福岡県糟屋郡久山町久原1822

福岡県告示第440号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったの

で、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成21年3月11日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成21年3月2日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 トリアス久山ウエストゾーン(1)

(2) 所在地 福岡県糟屋郡久山町大字山田1240番11 外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
コストコセールジャパン株式会社 代表取締役 マイク・シネガル 東京都目黒区中根1-3-1 5F 株式会社ドラッグイレブン 代表取締役 大久保 恒夫 福岡県大野城市川久保1-2-6 ミヤコビジネス株式会社 代表取締役 大塚 佳宣 京都府京都市下条区七条御領町76 株式会社キリシマ 代表取締役 藤本 大志 福岡県福岡市東区和白2-14-33 前田 昌明 代表 前田 昌明 福岡県福岡市東区青葉7-6-58 株式会社如水庵 代表取締役 森 恍次郎 福岡県福岡市博多区博多駅前1-24-10 有限会社小田センター 代表取締役 小田 智男	コストコセールジャパン株式会社 代表取締役 マイク・シネガル 東京都目黒区中根1-3-1 5F 株式会社ドラッグイレブン 代表取締役 大久保 恒夫 福岡県大野城市川久保1-2-6 有限会社美工舎 代表取締役 豊永 憲司 福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原2329 有限会社山八 代表取締役 藤本 大志 福岡県福岡市東区和白2-14-33 有限会社ナチュラルフーズ 取締役 土田 祐二 福岡県福岡市西区小戸2丁目12番30号 株式会社如水庵 代表取締役 森 恍次郎 福岡県福岡市博多区博多駅前1-24-10 有限会社小田センター 代表取締役 小田 智男

福岡県福津市中央6-17-1
株式会社かば田
代表取締役 椛田 稔久
福岡県北九州市八幡西区八枝5-4-52
株式会社フーズメーカー
代表取締役 片岡 洋子
福岡県北九州市八幡東区清田2-14-53
株式会社まるなか本舗
代表取締役 中村 吉孝
長崎県長崎市岩川町1-4
野中 勇三
代表 野中 勇三
福岡県福岡市南区多賀2-3-635
アルファ西日本株式会社
代表取締役 松浦 隆司
福岡県北九州市小倉南区若園4-15-15
シズカコーポレーション株式会社
代表取締役 片野 静次
山口県下関市棕野町3-13-18
有限会社アサヒコーポレーション
代表取締役 小幡 一夫
熊本県熊本市出水5-7-74
株式会社博多フーズ
代表取締役 吉田 博記
福岡県福岡市南区野多目2-19-30
株式会社北辰水産
代表取締役 藤塚 修司
千葉県柏市花野井712-111
株式会社明月堂
代表取締役 秋丸 卓也
福岡県福岡市博多区東那珂2-11-23
極東ファディー株式会社
代表取締役 秋本 正男
福岡県北九州市小倉北区浅野3-6-6
玉栄茶業有限会社
代表取締役 中山 久雄
福岡県北九州市八幡東区尾倉3-1-3
有限会社トミーズ
代表取締役 富田 正敏
福岡県糟屋郡久山町大字山田1134-1

福岡県福津市中央6-17-1
株式会社かば田
代表取締役 椛田 稔久
福岡県北九州市八幡西区八枝5-4-52
株式会社フーズメーカー
代表取締役 片岡 洋子
福岡県北九州市八幡東区清田2-14-53
株式会社まるなか本舗
代表取締役 中村 吉孝
長崎県長崎市岩川町1-4
野中 勇三
代表 野中 勇三
福岡県福岡市南区多賀2-3-635
アルファ西日本株式会社
代表取締役 松浦 隆司
福岡県北九州市小倉南区若園4-15-15
シズカコーポレーション株式会社
代表取締役 片野 静次
山口県下関市棕野町3-13-18
有限会社アサヒコーポレーション
代表取締役 小幡 一夫
熊本県熊本市出水5-7-74
橋本食品株式会社
代表取締役 橋本 和宏
福岡県北九州市門司区栄町9-23
株式会社海荘
代表取締役 最上 寛一
福岡県北九州市小倉北区西港町89-12
株式会社明月堂
代表取締役 秋丸 卓也
福岡県福岡市博多区東那珂2-11-23
極東ファディー株式会社
代表取締役 秋本 正男
福岡県北九州市小倉北区浅野3-6-6
玉栄茶業有限会社
代表取締役 中山 久雄
福岡県北九州市八幡東区尾倉3-1-3
有限会社トミーズ
代表取締役 富田 正敏
福岡県糟屋郡久山町大字山田1134-1

株式会社アポロサービス
藤井 彰敏
福岡県北九州市小倉北区白銀1-8-26
有限会社日の出屋
代表取締役 瀬戸 日出雄
熊本県下益城郡豊野町巢林1439-1
株式会社クリムゾン
代表取締役 児玉 俊明
東京都中央区日本橋3-5-15 同和ビル
株式会社モーブ
代表取締役 小野 克志
東京都中央区日本橋蛸殻町2-5-8 シ
ャンポール日本橋
株式会社アシックススポーツピーイング
代表取締役 池崎 俊郎
兵庫県神戸市中央区港島中島7-1-1
ボンフカヤ株式会社
代表取締役 船木 睦雄
福岡県福岡市中央区小笹3-11-1
株式会社ライトオン
代表取締役 藤原 政博
茨城県つくば市吾妻1-11-1
株式会社モンベル
代表取締役 辰野 勇
大阪府大阪市西区新町1丁目33番20号
株式会社三峰
代表取締役 川村 重仁
東京都新宿区新宿3-22-7
株式会社ウィゴー
代表取締役 中澤 征史
大阪府大阪市中央区上町1-10-15
ヤマトインターナショナル株式会社
代表取締役社長 盤若 智基
大阪府大阪市中央区博労町2-3-9
株式会社ベスト電器
代表取締役社長 有園 憲一
福岡県福岡市中央区那の津2-1-12
株式会社三城
代表取締役 多根 裕詞
東京都中央区日本橋室町2-4-2

株式会社STEP
代表取締役 山崎 隆
福岡県飯塚市潤野904番地291
有限会社日の出屋
代表取締役 瀬戸 日出雄
熊本県下益城郡豊野町巢林1439-1
株式会社クリムゾン
代表取締役社長 茂木 眞一
東京都墨田区亀沢4-17-17
株式会社モーブ
代表取締役 小野 克志
東京都中央区日本橋蛸殻町2-5-8 シ
ャンポール日本橋
株式会社アシックススポーツピーイング
代表取締役 池崎 俊郎
兵庫県神戸市中央区港島中島7-1-1
ボンフカヤ株式会社
代表取締役 船木 睦雄
福岡県福岡市中央区小笹3-11-1
株式会社ライトオン
代表取締役 藤原 政博
茨城県つくば市吾妻1-11-1
株式会社モンベル
代表取締役 辰野 勇
大阪府大阪市西区新町1丁目33番20号
株式会社三峰
代表取締役 川村 重仁
東京都新宿区新宿3-22-7
株式会社ウィゴー
代表取締役 中澤 征史
大阪府大阪市中央区上町1-10-15
株式会社ラフォックス
代表取締役 堀部 隆治
愛知県稲沢市天池五反田町1番地
株式会社ベスト電器
代表取締役社長 有園 憲一
福岡県福岡市中央区那の津2-1-12
株式会社三城
代表取締役 多根 裕詞
東京都中央区日本橋室町2-4-2

株式会社田中ふとん
代表取締役 田中 公雄
愛知県一宮市本町3-9-14
株式会社ナフコ
代表取締役 深町 勝義
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10
号
森のアトリエ
代表 西山 匠
福岡県福岡市東区多の津5-27-13
SERIO
代表 山中 信浩
福岡県福岡市東区高美台1-18-5
イトキン株式会社
代表取締役 辻村 章夫
東京都渋谷区千駄ヶ谷3-51-10 TCB
ビル7F
株式会社伊勢半
代表取締役社長 藤井 敏二
東京都千代田区四番町6-11
有限会社k-wing
代表取締役 菊田 義昭
福岡県太宰府市五条6-7-15
株式会社ヒロコーポレーション
代表取締役 井上 文子
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋607-1
ラビット
代表 日高 文恵
福岡県福岡市東区土井2-22-1-605
サンワールド株式会社
代表取締役社長 真武 榮一
福岡県福岡市東区二又瀬5-1
株式会社ぶーけ
代表取締役 土井 素直
福岡県福岡市中央区舞鶴1-5-6 MK
ビル6F
有限会社エフティーワールド
代表取締役 関 三千雄
熊本県熊本市武蔵ヶ丘8-1-20 M21ビ
ル1F101号

株式会社田中ふとん
代表取締役 田中 公雄
愛知県一宮市本町3-9-14
株式会社ナフコ
代表取締役 深町 勝義
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10
号
森のアトリエ
代表 西山 匠
福岡県福岡市東区多の津5-27-13
SERIO
代表 山中 信浩
福岡県福岡市東区高美台2-15-8
イトキン株式会社
代表取締役 辻村 章夫
東京都渋谷区千駄ヶ谷3丁目1番1号
株式会社伊勢半
代表取締役社長 藤井 敏二
東京都千代田区四番町6-11
有限会社k-wing
代表取締役 菊田 義昭
福岡県太宰府市五条6-7-15
株式会社ヒロコーポレーション
代表取締役 井上 文子
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋607-1
ラビット
代表 日高 文恵
福岡県福岡市東区土井2-22-1-605
株式会社マタケ
代表取締役社長 真武 榮一
福岡県福岡市東区二又瀬5-1
株式会社ぶーけ
代表取締役 土井 素直
福岡県福岡市中央区舞鶴1-5-6 MK
ビル6F
有限会社エフティーワールド
代表取締役 関 三千雄
熊本県熊本市武蔵ヶ丘8-1-20 M21ビ
ル1F101号

ヤマトインターナショナル株式会社
代表取締役社長 磐若 智基
大阪府大阪市中央区博労町2-3-9
有限会社エムズ
代表取締役 丸岡 満津子
福岡県直方市殿町16-19
株式会社みやこ
代表取締役社長 淵上 照弘
福岡県福岡市早良区城西3-21-1

ラビット
代表 日高 文恵
福岡県福岡市東区土井2-22-1-605
株式会社エービーシーマート
代表取締役 金城 正宏
東京都渋谷区道玄坂1-12-1 渋谷マ
クシティウエスト 19F
株式会社エスジーアパレルカンパニー
代表取締役 豊田 護
福岡県福岡市博多区東比恵2-12-3
株式会社キッドラボ
代表取締役 猪谷 輝明
大阪府大阪市豊中市本町7-1-31
有限会社サイズミック
代表取締役 猿渡 光伸
福岡県福岡市早良区百道浜3-3-1 サ
イズミックビル2階
小竹正株式会社
代表取締役社長 小竹 誠次
福岡県福岡市東区多の津1-9-7
株式会社マルシェ
代表取締役 矢島 敏男
東京都中央区日本橋堀留町2-3-8
株式会社ハニーズ
代表取締役 江尻 義久
福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1
株式会社ビーバー
代表取締役 杉町 勇夫
福岡県福岡市早良区城西3-21-11-5-43

ヤマトインターナショナル株式会社
代表取締役社長 磐若 智基
大阪府大阪市中央区博労町2-3-9
有限会社エムズ
代表取締役 丸岡 満津子
福岡県直方市殿町16-19
株式会社ミヤコ
代表取締役社長 淵上 和敏
福岡県福岡市早良区西新1-8-21 西新
新光ハイム2階
ラビット
代表 日高 文恵
福岡県福岡市東区土井2-22-1-605
株式会社エービーシーマート
代表取締役 金城 正宏
東京都渋谷区道玄坂1-12-1 渋谷マ
クシティウエスト 19F
株式会社エスジーアパレルカンパニー
代表取締役 豊田 護
福岡県福岡市博多区東比恵2-12-3
株式会社ベーカーズストリート
代表取締役 榊原 龍男
千葉県船橋市藤原4-3-12
株式会社サイズミック
代表取締役 赤池 輝子
福岡県福岡市早良区百道浜3-3-1 サ
イズミックビル2階
小竹正株式会社
代表取締役社長 小竹 誠次
福岡県福岡市東区多の津1-9-7
株式会社マルシェ
代表取締役 矢島 敏男
東京都中央区日本橋堀留町2-3-8
株式会社ハニーズ
代表取締役 江尻 義久
福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1
株式会社ビーバー
代表取締役 杉町 勇夫
福岡県福岡市早良区城西3-21-11-5-43

ニューウエダ株式会社
代表取締役 上田 保治
福岡県久留米市大手町1-6
有限会社エフティーワールド
代表取締役 関 三千雄
熊本県熊本市武蔵ヶ丘8-1-20 M21ピ
ル1F101号
株式会社エヌアールシー
代表取締役 松本 恒久
福岡県福岡市中央区地行浜2-2-3
株式会社ブルーグラス
代表取締役社長 野口 禎一郎
千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1 ジャ
スコイオンタワー8F
株式会社リオヌをぐらや
代表取締役 降幡 清介
福岡県北九州市戸畑区東鞘ヶ谷町2-1
株式会社弘商
代表取締役 矢川 弘文
福岡県福岡市南区清水1-16-18
株式会社東京デリカ
代表取締役社長 木山 茂年
東京都葛飾区新小岩1-48-1
有限会社アルパ
代表取締役 末岡 潔
福岡県筑紫野市上古賀8-11

株式会社夢や
代表取締役 高杉 弘美
香川県高松市朝日新町17-20
株式会社鈴丹
代表取締役社長 小林 史生
愛知県名古屋市中区昭和区広路通2-5
株式会社アベニュー
代表取締役 山田 勝三
福岡県筑紫郡那珂川町道善1-72-2
有限会社インプレス
代表取締役 光安 勇
福岡県福岡市東区多の津1-11-2
株式会社ザ・クロックハウス

ニューウエダ株式会社
代表取締役 上田 保治
福岡県久留米市大手町1-6
辻商株式会社
代表取締役 辻本 憲之
奈良県磯城郡田原本町八尾624-1

株式会社エヌアールシー
代表取締役 松本 恒久
福岡県福岡市中央区地行浜2-2-3
株式会社ブルーグラス
代表取締役社長 野口 禎一郎
千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1 ジャ
スコイオンタワー8F
株式会社リオヌをぐらや
代表取締役 降幡 清介
福岡県北九州市戸畑区東鞘ヶ谷町2-1
株式会社弘商
代表取締役 矢川 弘文
福岡県福岡市南区清水1-16-18
株式会社東京デリカ
代表取締役社長 木山 茂年
東京都葛飾区新小岩1-48-1
鬼塚 信夫
代表者 鬼塚 信夫
福岡県糟屋郡粕屋町内橋318 メゾンド西春
103
株式会社夢や
代表取締役 安藤 恵美子
香川県高松市朝日新町17-20
株式会社鈴丹
代表取締役社長 小林 史生
愛知県名古屋市中区昭和区広路通2-5
株式会社アベニュー
代表取締役 山田 勝三
福岡県筑紫郡那珂川町松木3丁目162-2
有限会社インプレス
代表取締役 光安 勇
福岡県福岡市東区多の津1-11-2
株式会社ザ・クロックハウス

代表取締役社長 花谷 洋二
東京都新宿区新宿 1 - 19 - 10 サンモール
クレスト2F
地球文化屋株式会社
代表取締役 秋田 泰史
福岡県福岡市東区多の津 2 - 6 - 4
有限会社コージカンパニー
代表取締役 三浦 浩二
広島県広島市南区翠 4 - 1 - 18
田崎 公士
代表 田崎 公士
福岡県福岡市東区下原 3 - 7 - 1 - 203

仲村ジュエリー
代表 仲村 潤一
福岡県糟屋郡久山町大字山田873 - 4
有限会社エル・エイチ
取締役 高田 明子
福岡県福岡市中央区赤坂 1 - 12 - 6 赤坂
Sビルディング6F
有限会社フリーポート
代表取締役 友納 研之
福岡県福岡市博多区博多駅東 1 - 1 - 25
宝ビル703号
株式会社ファーストリテイリング
代表取締役 柳井 正
山口県山口市大字佐山717 - 1
株式会社ワールド
代表取締役 寺井 秀蔵
兵庫県神戸市中央区港島中町 6 - 8 - 1

久山植木株式会社
代表取締役 久芳 国昭
福岡県糟屋郡久山町大字久原882
株式会社アイ・ファミリーマート
代表取締役社長 徳永 亮平
福岡県福岡市中央区天神 2 - 3 - 36 IC
ビル

代表取締役社長 花谷 洋二
東京都新宿区新宿 1 - 19 - 10 サンモール
クレスト2F
地球文化屋株式会社
代表取締役 秋田 泰史
福岡県福岡市東区多の津 2 - 6 - 4
有限会社コージカンパニー
代表取締役 三浦 浩二
広島県広島市南区翠 4 - 1 - 18
田崎 公士
代表 田崎 公士
福岡県福岡市東区下原 1 - 12 - 27 プリン
シバル香椎101号

仲村ジュエリー
代表 仲村 潤一
福岡県糟屋郡久山町大字山田873 - 4
有限会社エル・エイチ
取締役 藤田 明子
福岡県福岡市中央区赤坂 1 - 12 - 6 赤坂
Sビルディング6F
有限会社フリーポート
代表取締役 友納 研之
福岡県福岡市博多区博多駅東 1 - 1 - 25
宝ビル703号
株式会社ファーストリテイリング
代表取締役 柳井 正
山口県山口市大字佐山717 - 1
株式会社ワールド
代表取締役 寺井 秀蔵
東京都港区北青山 3 - 5 - 12 クリスタル
ビル6階

久山植木株式会社
代表取締役 久芳 国昭
福岡県糟屋郡久山町大字久原882
株式会社ファミリーマート
代表取締役社長 上田 準二
東京都豊島区東池袋 3丁目1番1号

公 告

公告

認可外保育施設に対する指導監督要綱の全部を改正する要綱案について、次のとおり意見を募集します。

平成21年3月11日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 意見募集期間
平成21年2月20日から平成21年3月21日まで
- 2 概要、受付方法等
関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県福祉労働部子育て支援課に備え置きます。

公告

次のとおり統合ヘルプデスク運用管理業務の委託に係る提案を募集します。

平成21年3月11日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 提案の内容
統合ヘルプデスク運用管理業務の委託に係る提案（詳細は、提案説明書によるほか、説明会を開催する。）
- 2 参加資格
次に掲げる(1)及び(2)の要件（共同体で参加する場合は(1)から(5)までの要件）をすべて満たしていること。
 - (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (2) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者であること。
 - (3) 共同体参加者は、3者以内で構成されていること。

- (4) 各構成員は、本提案への単独参加又は他の共同体での参加を行っていないこと。
 (5) 受託する場合は、全構成員が契約の当事者となること。

3 手続等

(1) 事務を担当する部局の場所及び名称

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部システム管理課（情報基盤班）

電話番号 092 - 643 - 3194

(2) 提案説明書の交付

ア 期間

この公告の日から平成21年4月1日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

無料で直接交付する。

(3) 説明会の開催

ア 日時

平成21年3月13日（金）午後1時30分から

イ 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁行政棟10階 システム管理課OA研修室

ウ その他

出席者は1者につき3名までとする。

(4) 提案書の提出

ア 期限

平成21年4月1日（水）午後5時00分

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

必ず持参すること（ただし、県の休日には受領しない。）。

エ 提案書の審査

提案書の内容について、必要に応じてヒアリングを実施する。評価結果については、県庁内に評価委員会を設けて審査する。

公告

福岡県が発行する広報紙「福岡県だより」（以下「県だより」という。）への広告掲載について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年3月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 競争入札に付する事項

(1) 売り渡す内容

「県だより」に広告を掲載するための紙面

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約の期間

契約締結日から平成22年5月1日まで

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成21年3月26日（木）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13 サービス業種その他	06 広告宣伝	-	AA

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- (4) 福岡県内に本店又は支店、営業所等を有する者
- 4 当該契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県総務部県民情報広報課
〒812 - 8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
電話番号 092 - 643 - 3102（ダイヤルイン）
F A X 092 - 632 - 5331
- 5 契約条項を示す場所
4の部局とする。
- 6 入札説明書の交付
平成21年3月11日（水）から平成21年3月26日（木）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで4の部局で交付する。
- 7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 8 入札書の提出場所、受領期限及び提出方法
- (1) 提出場所
4の部局とする。
- (2) 受領期限
平成21年3月26日（木）午後5時45分
- (3) 提出方法
直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。
- 9 開札の場所及び日時
- (1) 場所
福岡県福岡市博多区東公園 7 - 7

福岡県庁 地下1階 9号会議室

- (2) 日時

平成21年3月27日（金）午後2時00分

10 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在の場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人のすべてが立ち会っており、そのすべてが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時、場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合（同種・同規模の契約とは「広告宣伝」に係る契約で、契約金額が見積金額の2割に相当する額以上のものをいう。次号において同じ。）

- (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以上の価格で、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年3月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約事項の名称
ファクシミリ賃貸借契約
- (2) 契約内容及び特質等
入札説明書による。
- (3) 賃貸借期間
平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間
- (4) 納入場所
福岡県警察本部交通部運転免許管理課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成21年3月24日現在において、次の条件を全て満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA又はA

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。
- (4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間

中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県警察本部総務部会計課

電話番号 092 - 641 - 4141 内線6675

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 平成21年3月11日(水)から平成21年3月23日(月)までの福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日、午前9時30分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

平成21年3月24日(火) 午後6時00分

(2) 提出場所

4の部局とする。

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。

9 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成21年3月25日(水) 午前10時00分

(2) 場所

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県警察本部入札室(地下1階北側)

(3) その他

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

10 予定価格を下回る入札がない場合の措置

開札をした場合において予定価格を下回る入札がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合においては直ちにその場で、それ以外の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに

加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年3月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称
潤滑油
- (2) 調達物品の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
契約締結日から平成22年3月31日までの間
- (4) 納入場所
契約担当者が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成21年3月25日現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
06	01	自動車	AA、A
08	01	石油	AA、A

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間

中でない者

(6) 福岡県内に本店、支店又は営業所等を有する事業者であること。

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2590

5 入札参加申請書の提出

(1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。

(2) 提出場所

4の部局とする。

(3) 提出期間

平成21年3月11日(水)から平成21年3月23日(月)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(4) 提出方法

直接または郵便(書留郵便に限る。提出期間内必着)で行う。

6 入札参加の確認結果の通知

5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。

7 契約条項を示す場所

4の部局とする。

8 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成21年3月11日(水)から平成21年3月23日(月)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

9 入札書及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成21年3月25日(水)午後6時00分

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部入札室(地下1階)

(2) 日時

平成21年3月26日(木)午前11時00分

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。

(2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年3月11日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称

- | | |
|--------------|-------------------|
| ア トヨタ車両用純正部品 | 購入見込額については仕様書による。 |
| イ 日産車両用純正部品 | 購入見込額については仕様書による。 |
| ウ スズキ車両用純正部品 | 購入見込額については仕様書による。 |

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成22年3月31日までの間

(4) 納入場所

契約担当者が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成21年3月25日現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
06	01	自動車	AA、A

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- (6) ア、イの入札については、福岡県内に本店、支店又は営業所等を有する事業者であること。

ウの入札については、福岡県内に本店、支店又は営業所等を有し、かつ、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者であること。

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2590

5 入札参加申請書の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。
- (2) 提出場所
4の部局とする。
- (3) 提出期間
平成21年3月11日（水）から平成21年3月23日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで
- (4) 提出方法
直接または郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

6 入札参加の確認結果の通知

5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。

7 契約条項を示す場所

4の部局とする。

8 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成21年3月11日（水）から平成21年3月23日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成21年3月25日（水）午後6時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部入札室（地下1階）

(2) 日時

ア 平成21年3月26日（木）午前10時00分

イ 平成21年3月26日（木）午前10時15分

ウ 平成21年3月26日（木）午前10時30分

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3

項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。